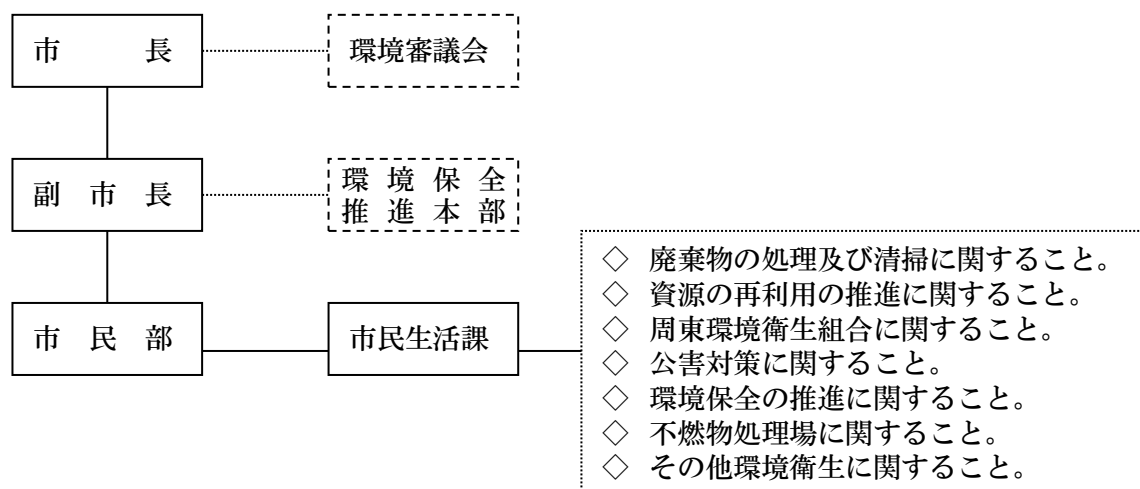


— 資 料 —

1 環境保全行政機構



2 柳井市環境審議会委員名簿

(R 6 . 3 . 31現在)

氏 名		役 職 等
学識経験者	玉 野 井 徹 彦	山口県柳井環境保健所長
	南 野 辰 夫	山口県柳井農林水産事務所水産部長
	宮 本 和 之	山口県柳井農林水産事務所畜産部長
	弘 田 直 樹	柳井医師会会長
	沖 田 明 子	柳井市歯科医師会
	山 本 美 穂	柳井薬剤師会
	柳 川 眞 知 子	山口県地球温暖化防止活動推進員
市議会	岡 村 茂 樹	柳井市議会議員
	下 村 太 郎	”
	中 川 隆 志	”
企業	河 野 通 晴	カワノ工業株式会社会長
	政 田 寛	株式会社宝計機製作所会長
民間団体等	西 川 義 彦	柳井商工会議所専務理事
	藤 中 孝 子	大畠商工会理事
	由 良 弘 次	山口県漁業協同組合柳井支店運営委員長
	宮 地 克 典	山口県農業協同組合南すおう統括本部長
	檜 垣 忠 彦	柳井地区自治会長協議会長
	田 中 勝 博	柳井市快適環境づくり推進協議会長
	嬉 静 恵	柳井市連合婦人会長
	的 場 ひ と え	柳井市消費生活研究会長

※任期：R 5 . 6 . 1～R 7 . 5 . 31

3 柳井市環境基本条例（平成17年 6 月30日柳井市条例第186号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条－第11条）

第2節 環境の保全及び創造のための施策（第12条－第19条）

第3節 地球環境保全の推進（第20条）

第4節 施策の推進体制の整備（第21条）

第3章 柳井市環境審議会（第22条－第31条）

附則

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海の美しい景観、緑豊かな自然、陽光あふれる温暖な気候に恵まれ、長い歴史に培われた多彩な文化と多くの歴史的遺産の恵みを受け良好な環境の下に発展を続けてきた。

私たちは、産業の発達と科学技術の進展に伴い、より便利な暮らしを求め続ける中で、この豊かな環境に対し負荷を与え、身近な自然環境やうるおいのある良好な生活環境を失いつつあると同時に、地球規模の環境にまでも大きな影響を与えることになった。

もとよりすべての市民は、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全、創造し、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

私たちは、通常の事業活動や日常生活が環境への負荷をもたらしていることを認識し、循環を基調とする社会経済システムを実現するため、経済活動や生活様式のあり方を問い直し、恵み豊かな環境を良好な状態で維持するとともに、さらに快適な環境を創造していかなければならない。

このような認識の下に、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、人と自然との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、人と自然の共生を確保し、地域の特性を生かしたうるおいのある快適な環境の保全と創造に努めていくとともに、地球環境保全も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指して行わなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**第1節 施策の基本方針等**

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 動植物の生育環境等に配慮し、森林、農地、海岸、河川等における身近な自然環境を保全及び創造することによって、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(3) 廃棄物を減量し、並びに資源及びエネルギーの消費を抑制することにより、資源温存型社会の実現を目指し、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(4) 地球環境保全に資する施策の推進に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ柳井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（市民の意見の反映）

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

（年次報告書の作成及び公表）

第11条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造のための施策

（助成の措置）

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

（施設の整備等の推進）

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

（環境への負荷の低減の促進）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（景観の形成）

第15条 市は、地域特性に配慮した良好な景観が形成されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに適切に景観を形成するように努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進、啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、第16条の環境教育等の推進並びに前条の市民等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

第20条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第4節 施策の推進体制の整備

第21条 市は、関係行政機関及び市民等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

第3章 柳井市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、柳井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第24条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 企業の代表者
- (4) 民間団体の代表者

3 前項の委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号から第4号までの委員は、任期中であってもその職を離れたときは解任されるものとする。

4 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第28条 審議会に、専門的事項を調査審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会において選出する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によってこれを定める。

4 部会の運営その他について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第29条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成20年3月26日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第35号）

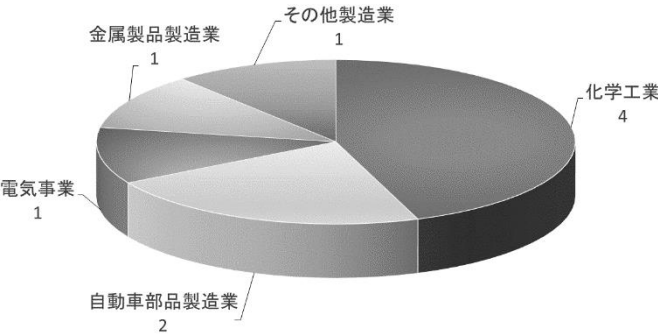
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 環境保全協定

(1) 協定締結状況

柳井市は、市内の企業9社と市民の良好な生活環境の保全に取り組むため、「環境保全協定」及び「公害防止協定」を締結しています。

図 資一 協定締結企業数（令和6年3月31日現在）
(単位：社)



5 環境基準、排出基準等

(1) 大気（悪臭）関係

①大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	0.04 ppm以下 一一日間平均の値 0.1 ppm以下 一時間値	10 ppm以下 一一日間平均の値 20 ppm以下 一八時間平均の値	0.10 mg/m ³ 以下 一一日間平均の値 0.20 mg/m ³ 以下 一時間値	15 μg/m ³ 以下 一年平均値 35 μg/m ³ 以下 一日平均値	0.06 ppm以下 一時間値	0.06 ppm 0.04 ppm 一一日間平均の値
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られる自動測定法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	短期的評価 測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。			1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
	長期的評価 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する(例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)。ただし、1日平均値につき、環境基準を越える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。			測定を行った1年間の年平均値について評価する。		年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域（都市計画法による）
- (イ) 臨港地区（港湾法による）
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

② 有害大気汚染物質の環境基準

物 質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上

③ K値規制

排出口の高さに応じて硫黄酸化物の排出量の許容限度（q）を定めるK値規制がとられている。

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位: } \text{Nm}^3/\text{h})$$

K：地域ごとに定められる定数（柳井市：17.5）

He：有効煙突高（煙突実高＋煙上昇高）（単位：m）

④ 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

ア 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報 （以下「情報」という。）	オキシダントの濃度が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報 （以下「特別情報」という。）	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。
オキシダント注意報 （以下「注意報」という。）	オキシダントの濃度が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報 （以下「警報」という。）	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

イ 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
情 報	20パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請又は勧告
注 意 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請
警 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少	命令

⑤ 悪臭の規制

ア 悪臭防止法による規制

(ア) 敷地境界における規制基準

(単位：ppm)

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かき窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(イ) 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、Heが5m未満の場合については適用しない。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q : 流量 (単位：Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm : (ア)の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

(ウ) 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排水の量	許容限度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /sを超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /sを超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.03	0.09	0.3

イ 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区 分			悪臭防止法による規制地域			その他の地域
			A	B	C	
敷 地 境 界 線			10	14	18	14
排 出 口	高さ5m以上 15m未満	排出ガス量300Nm ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm ³ /分未満	28	32	36	32
	高さ15m以上30m未満		28	32	36	32
	高さ30m以上50m未満		30	34	38	34
	高さ50m以上		33	37	41	37
備 考	臭気指数=10log Y Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。					

ウ 特定悪臭物質のにおい及び主な発生源

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等

(2) 水質関係

① 水質汚濁に係る環境基準

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC類型の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—

備考 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ類型以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

ウ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB類型以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC類型の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- 備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ類型の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③ 要監視項目及び指針値

ア 人

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下	クロロニトロフェン (CNP)	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	ニッケル	—
ダイアジノン	0.005mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定) ※
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下		
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下		
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

イ 水生生物

項 目	水 域	類 型	指 針 値	項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下	4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下			生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	3mg/L以下			生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下			生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下		海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下			生物特A	0.0004mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下			生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下			生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下		海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下			生物特A	0.1mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下			生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	1mg/L以下			生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下		海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下			生物特A	0.01mg/L以下

● 分類

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性
生 物 A	水生生物の生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

④ 一律排水基準（水質汚濁防止法）

ア 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

イ 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L 動植物油類含有量 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L （日間平均60mg/L）
りん含有量	16mg/L （日間平均8mg/L）

備考 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

⑤ 水浴場水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油 膜 の 有 無	COD	透 明 度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2個/100m L)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
	水質 A	100個/100m L以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
可	水質 B	400個/100m L以下	常時油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質 C	1,000個/100m L以下	常時油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1,000個/100m Lを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

⑥ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。

⑦ 農業（水稻）用水基準（昭和45.3農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	6.0～7.5
化学的酸素要求量（COD）	6mg/l以下
浮遊物質（SS）	100mg/l以下
溶存酸素（DO）	5mg/l以上
全窒素濃度（T-N）	1mg/l以下
電気伝導度（EC）	0.3mS/cm以下 30mS/m以下
砒素（As）	0.05mg/l以下
亜鉛（Zn）	0.5mg/l以下
銅（Cu）	0.02mg/l以下

⑧ 遊泳用プールの衛生基準（平成19.5.28厚生労働省健康局長通知 健発第0528003号）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下
濁度	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
二酸化塩素濃度等	塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mL以下
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

(3) 騒音・振動関係

【騒音関係】

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して定められている。

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）（単位：デシベル（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（地域の類型）

A A：特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居、商業、工業地域

（時間区分）

昼間：午前6時～午後10時

夜間：午後10時～午前6時

イ 道路に面する地域

（単位：デシベル（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

ウ 幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値（単位：デシベル（等価騒音レベル））

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）

個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注）1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

（1）高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

（2）一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

② 特定工場等の騒音に係る規制基準（騒音規制法）

（単位：デシベル）

時間区分 区域区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～6時
第1種区域	50以下	45以下	40以下
第2種区域	60以下	50以下	45以下
第3種区域	65以下	65以下	55以下
第4種区域	70以下	70以下	65以下

（参考）指定地域の区域の区分と都市計画用途地域の関係

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域Ⅰ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域Ⅱ	工業地域

騒音規制法及び山口県公害防止条例に基づく特定施設

特定施設名		規 模	
項番号	名 称	騒音規制法	山口県公害防止条例
1 金属加工機械	イ 圧延機械	22.5kW以上	
	ロ 製管機械	すべて	
	ハ ベンディングマシン	ロール式で3.75kW以上	
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	ホ 機械プレス	294kN(=30重量トン)以上	
	ヘ せん断機	3.75kW以上	
	ト 鍛造機	すべて	
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	リ プラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く。	
	ヌ タンブラー	すべて	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
	ヲ 自動旋盤		棒材作業用で3.75kW以上
	ワ トタン波付ロール機		すべて
	カ 歯切り盤		すべて
	ヨ 研磨機		工具用研磨機を除く。
	タ 型削機		3.75kW以上
	レ 平削機		3.75kW以上
	ソ 自動やすり目立機		1.5kW以上
	チ 製針・製ピン機		すべて
2	空気圧縮機・送風機	7.5kW以上（空気圧縮機は、環境大臣が指定するものを除く。）	7.5kW以上（空気圧縮機は、知事が指定するものを除く。）
3	破碎機等	土石用・鋳物用で7.5kW以上	
4 繊維機械	イ 織機	原動機を用いるものに限る。	
	ロ 製網機		原動機を用いるものに限る。
	ハ 撚糸機		原動機を用いるものに限る。
	ニ 粗紡機		原動機を用いるものに限る。
	ホ 精紡機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	0.45m³以上（気ほう式を除く。）	0.30m³以上（気ほう式を除く。）
	ロ アスファルトプラント	200kg以上	
	ハ コンクリートブロックマシン		すべて
6	穀物用製粉機	ロール式で7.5kW以上	
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべて	
	ロ チッパー	2.25kW以上	
	ハ 碎木機	すべて	
	ニ 帯のこ盤	製材用15kW以上・木工用2.25kW以上	製材用15kW以上・木工用0.75kW以上
	ホ 丸のこ盤	製材用15kW以上・木工用2.25kW以上	製材用15kW以上・木工用0.75kW以上
	ヘ かな盤	2.25kW以上	0.75kW以上
	ト ほぞ取盤・溝取盤		すべて
	チ 寸法裁断機		すべて
	リ 皮剥ぎ機		すべて
8	抄紙機	すべて	
9 印刷製本機械	イ 印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
	ロ 製本機械		すべて
	ハ 紙切断機		7.5kW以上
10	合成樹脂射出成形機	すべて	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	
12 窯業機械	イ ホットプレス機		すべて
	ロ 工業用窯炉（含ロータリーキルン）		すべて
	ハ 石灰石ホッパー		すべて
13 空気調和機器	イ 集じん装置		すべて
	ロ 換気装置		7.5kW以上
	ハ クーリングタワー		0.75kW以上
14 化学工業用装置	イ 遠心分離機		7.5kW以上
	ロ かくはん機		7.5kW以上
15 各種工業用機械	イ コルゲートマシン		すべて
	ロ 工業用動力マシン		すべて
	ハ 蒸気洗浄機		すべて
	ニ ベークライト型打機		7.5kW以上
	ホ ゴムロール機		7.5kW以上
16	バーナー（洗たく業）		すべて
17	冷凍機		7.5kW以上
18	石材引割機・石材用研磨機		すべて
19	ガソリンエンジン		定置式で7.5kW以上（非常用除く。）
20	ディーゼルエンジン		定置式で7.5kW以上（非常用除く。）
21	ボーリング機械（遊技用）		すべて

③ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類 区域の区分 規制種別	騒音規制法											山口県公害防止条例		
	くい打機	くい抜機	くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	アスファルトプラント	コンクリートプラント	以上。環境大臣指定除く。	トラクターシヨベル(10馬力以上。環境大臣指定除く。)	バックホウ(80馬力以上。環境大臣指定除く。)	ブルドーザー(10馬力以上。環境大臣指定除く。)	鋼球解体作業	コンクリートカッター アスファルトカッター コンクリートバイブレーター
基準値	①②	85デシベル												
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。												
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。												
※ 1日当たりの 作業時間	①	10時間／日を超えないこと。												
	②	14時間／日を超えないこと。												
作業期間	①	連続6日を超えないこと。												
	②													
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと。												

(備考) 1 基準値は、特定建設作業の敷地境界線での値。

2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず1日の作業時間を※に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令することができる。

3 区域の区分の①(第1号区域)とは、騒音の指定地域における第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲おおむね80mの区域内、②(第2号区域)とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域が該当する。

④ 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準(山口県公害防止条例)

(単位:デシベル)

作業の種類	地 域	許容 限度	騒音を発生させることができない時間
1 板金作業	第1 種低層住居専用地域又は	50	午後7時から 翌日の午前7時まで
2 製かん作業	第2 種低層住居専用地域		
3 鉄骨又は橋りょうの組立て作業	第1 種中高層住居専用地域又は	60	
4 鉄材等の積込み又は積降しの作業	第2 種中高層住居専用地域		
5 金属材料の引抜き作業	第1 種住居地域、第2 種住居地域		
6 鍛造の作業	又は準住居地域	65	
7 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業	近隣商業地域		
8 電動工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業	(備考) 1 作業の騒音が、作業の敷地境界線において、上記の地域の区分ごとにそれぞれの許容限度を超えていないこと。 2 上表の騒音を発生することができない時間は、災害その他緊急時、人命救助、危険防止、鉄道の正常運行の確保等の場合は適用しない。		
9 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整の作業			
10 ハンマー(ピッケルハンマーを除く。)及びグラインダーを使用する作業			

⑤ 深夜騒音に係る規制基準(山口県公害防止条例)

規制の対象	地 域	許容限度(単位:デシベル)		
1 設備を設けて客に飲食させる営業	第1種低層住居専用地域又は 第2種低層住居専用地域	40		
2 ガソリンスタンド営業	第1種中高層住居専用地域又は 第2種中高層住居専用地域	45		
3 液化石油ガススタンド営業				
4 ボーリング場営業				
5 ゴルフ練習場営業	第1種住居地域、第2種住居地域 又は準住居地域	55		
6 スイミングプール営業				
7 アイススケート場営業				
8 卓球場営業	近隣商業地域	55		
9 たまつき場営業	その他知事が指定する地域		知事が別に定める大きさ	
10 まあじゃん屋営業	(備考) 1 深夜とは、午後11時から翌日の午前6時まで 2 許容限度は、敷地境界線における騒音の大きさ			
11 映画館営業				
12 カラオケボックス営業				
13 トラックターミナル営業				

【振動関係】

① 特定工場等の振動に係る規制基準（振動規制法）（単位：デシベル）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	8時～19時	19時～8時
第 1 種 区 域	60以下	55以下
第 2 種区域Ⅰ	65以下	60以下
第 2 種区域Ⅱ	70以下	65以下

（参考・再掲）指定地域の区域の区分と都市計画用途地域の関係

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画用途地域
第 1 種区域	第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域		第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域Ⅰ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	第 2 種区域Ⅱ	工業地域

② 振動に係る特定施設（振動規制法）

1 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

③ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

特定建設作業 区域の区分 規制種別		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	鋼球を使用して破壊	舗装版破砕機	ブレーカー
基 準 値	①②	75デシベル			
作 業 時 間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。			
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。			
1日当たりの 作 業 時 間	①	10時間／日を超えないこと。			
	②	14時間／日を超えないこと。			
作 業 期 間	①	連続6日を超えないこと。			
	②				
作 業 日	①②	日曜日その他の休日でないこと。			

（備考） 1 基準値は、特定建設作業の敷地境界線での値。

2 区域の区分の①（第1号区域）とは、振動の指定地域における第1種、第2種区域Ⅰ及び第2種区域Ⅱのうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲おおむね80mの区域内、②（第2号区域）とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域が該当する。

(4) 土壤汚染関係

① 土壤汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが 0.003 以下	カドミウムが 45 以下
	六価クロム化合物	六価クロムが 0.05 以下	六価クロムが 250 以下
	シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアンが 50 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 15 以下
	セレン及びその化合物	セレンが 0.01 以下	セレンが 150 以下
	鉛及びその化合物	鉛が 0.01 以下	鉛が 150 以下
	砒素及びその化合物	砒素が 0.01 以下	砒素が 150 以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素が 0.8 以下	ふっ素が 4,000 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素が 1 以下	ほう素が 4,000 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物※	検出されないこと	—

※ 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

② 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん※	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4 ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

※ 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。